

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 物品等の調達における基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、当該契約が地方独立行政法人香取おみがわ医療センター契約規程第 22 条の規定する随意契約を活用するなどして障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

3 調達目標

5 万円

4 適用範囲

法人のすべての部署が発注する物品等の調達

5 法人において調達の対象となる障害者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項に定める施設等とする。

6 調達する物品等

特に分野を限定することなく、調達に努める。

7 調達方法及び調達実績の公表

(1) この調達方針は、法人ホームページにより公表する。

(2) 調達実績については、当該年度終了後、法人ホームページにより公表する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。